（売買様式３号）

買入価格確認様式

令和　年　月　日付け（番号）で申出した農用地の買入価格については下記のとおりです。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 農地所有者氏名 |  |
| 農地所有者住所 |  |
| 地積合計 | 田　　　　　　筆　　　　　　㎡  畑　　　　　　筆　　　　　　㎡  その他　　　　筆　　　　　　㎡ |
| 買入価格 | （10a当たり）　　　　　　　　　　円 |
| 総額　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 近傍類似価格 | （10a当たり）　　　　　　　　　　円 |
| ※買入価格と近傍類似価格に差がある場合はその理由を記載 | （理由） |

上記のとおり確認しました。

令和　年　月　日

確認者　（農業委員、農地利用最適化推進委員から2名）

※１　買入１契約ごとに作成

※２　当様式の代わりに、近傍類似価格の記載があるあっせん調書を提出することも可

（参考）

福島県農業振興公社農地中間管理機構特例事業の実施に関する規程（抜粋）

第１０条　農用地等の買入価格は、対象となる農用地等の周辺の地域で自然的経済的社会的諸条件からみてその農業事情がその農用地等に係る農業事情と類似すると認められる一定の区域内における農用地等（以下「周辺類似農用地等」という。）についての耕作又は養畜の事情に供するための取引の事例が収集できるときは、当該事例における取引価格にその取引が行われた事情、時期等に応じて適正な補正を加えた価格を基準とし、当該周辺類似農用地等及び利用権の設定等を行う農用地等に関する次に掲げる事項を総合的に比較考量し、算出する。

一　位置

二　形状

三　環境

四　収益性

五　その他、一般の取引における価格形成上の諸要素

２　前項の事例の収集ができないときは、次に掲げる事項のいずれかを基礎とし、適宜その他の事項を勘案して算出する。

一　借賃、地代、小作料等の収益から推定されるその農用地等の価格

二　その農用地等の所有者がその農用地等の取得及び改良又は保全のため支出した金額

三　その農用地等について固定資産税評価額（地方税法（昭和25年法律第2号）第381条第1項又は第2項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の課税の場合の評価額

３　農用地等の買入価格の算出については、必要に応じ農業委員会の意見を聴いて定めるものとする。

４　農用地等の買入価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。

（後略）